

## ＜小国支援学校校則＞

この校則は、小国支援学校において生活する全ての人の人権が尊重され、安心して学びを深めることができるようにするために定めるものである。したがって、小国支援学校で生活する児童生徒は、全ての人の人権が尊重され、安心して学びを深めることができるようにするため、「児童生徒間のみならず他の人との関係においては、常に自他の人権を尊重する姿勢を持つこと」と「学校は学びの場であることを前提として、自他の学びの妨げとならない言動等を行うこと」の2つを、常に意識して生活するものとする。

なお、法令に違反した者及びこの校則に違反する者に対しては、「特別な指導」を行う場合があるとともに、学校教育法施行規則第26条による「懲戒処分」を加える場合がある。

ただし、合理的配慮や「思想・信条の自由」に関わる内容については、適用を除かれる場合もある。

### (1) 「懲戒処分」について

ア 「懲戒処分」の内容には、学校教育法施行規則第26条第2項の規定に基づく、退学、停学及び訓告がある。

イ 「退学、停学」を行う場合は文書により、「訓告」を行う場合は口頭により、処分の通知を行う。

### (2) 「特別な指導」について

ア 「特別な指導」の内容には、「懲戒処分」によらない学校内謹慎、自宅謹慎、校長等による説諭等がある。

イ 「特別な指導」を行う場合は、児童生徒及び保護者の理解を得た上で行う。ただし、児童生徒及び保護者の理解を得ることが難しい場合は、「懲戒処分」での指導を行うことがある。

## 1 服装・頭髪等

(1) 制服の夏用（6～9月）、冬用（10～5月）は移行期間を設けるが気候等に応じ、生徒や保護者各自の判断で適宜移行する。また、学校指定の制服以外の被服（帽子・靴・靴下等）や、防寒に使用するもの（マフラー、手袋、ネックウォーマー、耳あて等）は、保護者の責任の下、特に安全面を考慮して使用すること。

(2) 活動の邪魔にならないように、頭髪を整えること。

ただし、パーマ等の加工や、整髪料を過度に使用して頭髪を整える必要はない。

(3) 授業等を受ける時（校外での実習等も含む）、化粧品やアクセサリ類を使用しないこと。

## 2 所持品

(1) 学校教育活動で必要のないもの（ゲーム機、アクセサリ等）については、学校への持ち込みを禁止する。ただし、支援上必要と考えられるものは担任に相談すること。また、はさみやカッターは学校にあるものを使用する。

(2) 通学時に使用するかばん類は、保護者の責任の下、特に安全面を考慮して使用する。

(3) 個人所有の電子機器（携帯電話・スマートフォン等を含む）については、校長から許可を得た者及び機器のみ、校内への持ち込みを許可する。ただし、学校内での使用については、校長が許可する範囲内で行うこと。

### 3 交通に関する諸規定

#### (1) 自転車について

- ア 自転車通学を希望する児童生徒は、校長に保護者と連名で「通学許可願」を提出し、校長から許可を受けること。
- イ 自転車通学をする場合はヘルメットを着用すること。
- ウ 通学を許可された児童生徒であっても、通学許可を取り消す場合がある。

#### (2) 原付免許について

- ア 原付免許は、卒業式以降に取得すること。

#### (3) 自動車免許について

- ア 自動車免許取得を希望する生徒は、校長に保護者と連名で「自動車学校入校許可願」を提出し、校長から許可を受けること。ただし、自動車での通学は認めない。
- イ 自動車学校入校は、高等部3年次の夏休み以降とし、授業・現場実習・学校行事等の支障とならないように教習を受けること。
- ウ 修了・卒業検定の受験については通常の授業日についても認めるが、本免許の受験については卒業式後に行うこと。

### 4 アルバイトについて

- (1) アルバイトを希望する生徒は、校長に保護者と連名で「アルバイト許可願」を提出し、許可を受けること。ただし、必要に応じて、保護者・生徒が校長との面談を受けること。
- (2) アルバイトを実施する期間及び時間は、原則として、夏季休業中は21日間(3週間)以内、冬季休業中は10日間以内、午前8時から午後5時までの間とする。

### 5 校外での生活に関すること

- (1) カラオケ、ゲームセンター、インターネットカフェ等へは、児童生徒のみで出入りしない。
- (2) 18歳未満の者が禁止されている行為については、本校在籍の生徒については年齢を満たしていても、禁止とする。
- (3) ボランティアを希望する児童生徒は、校長に保護者と連名で「許可願」を提出し、許可を受けること。ボランティアの期間及び時間は次のとおりとする。
  - ア 授業等の実施がない土曜日・日曜日及び祝日。
  - イ 夏季休業中は21日間(3週間)以内、冬季休業中は10日間以内。
  - ウ 時間は午後5時までとし、原則として夜間は認めない。

### 6 政治的活動について

- (1) 選挙権を有する者が行う「政治的活動等」については、学校の教育活動中及び学校敷地内では行わないこと。

### 7 校則の見直しについて

- (1) 本校則の規定については、年に1回、見直し・検討を行う機会を設定する。見直し・検討の方法については、別途定めることとする。

(2) 見直し・検討の提案については、本校の児童生徒・保護者・教職員それぞれが行う権利を有するとともに、提案された内容について、意見を述べる機会を有する。

- 小国支援学校校則 令和4年(2022年)4月 1日施行
- 小国支援学校校則 令和5年(2023年)2月17日一部改訂、4月1日施行